

群馬県市町村会館管理組合職員の地域手当の支給に関する規則

平成20年2月25日

規則第1号

改正 令和7年3月27日規則第5号

(趣旨)

第1条 地域手当の支給については、別に定める場合を除き、この規則の定めるところによる。

(給与条例第14条の2の規定による地域手当)

第2条 群馬県市町村会館管理組合職員の給与に関する条例（平成16年群馬県市町村会館管理組合条例第1号。以下「給与条例」という。）第14条の2第1項の規則で定める地域は、別表に掲げる地域とする。

(支給方法)

第3条 地域手当は、給料の支給方法に準じて支給する。

(端数計算)

第4条 給与条例第14条の2第2項の規定による地域手当の月額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額をもって当該地域手当の月額とする。給与条例第20条、第24条第4項及び第5項並びに第27条第2項第1号及び第3項に規定する地域手当の月額に1円未満の端数があるときも、同様とする。

(その他)

第5条 この規則の施行に関し必要な事項は、管理者が別に定める。

附 則

この規則は、平成20年4月1日から施行する。

附 則（令和7年3月27日規則第5号）

(施行期日)

第1条 この規則は、令和7年4月1日から施行する。

(令和10年3月31日までの間における地域手当)

第2条 群馬県市町村会館管理組合職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（令和7年群馬県市町村会館管理組合条例第2号）附則第5条の規則で定める割合は、100分の3とする。

(雑則)

第3条 前条に規定するもののほか、この規則の施行に関し必要な経過措置は、管理者が定める。

別表（第2条関係）

都道府県	支給地域
群馬県	前橋市

備考 この表の支給地域欄に掲げる名称は、令和7年4月1日においてこの名称を有する市の同日における区域によって示された地域を示し、その後におけるこの名称の変更又はこの名称を有するものの区域の変更によって影響されるものではない。